

株式会社スプリックスと基礎学力定着等に関する 包括連携協定を締結しました

堺市では、令和 2 年度に全児童・生徒へ 1 人 1 台の学習用パソコンを配備しました。現在、学習用パソコンの具体的な活用方法や学習データを活用した教育内容の充実などの推進に取り組んでいます。そのような中、株式会社スプリックスが開発した学習支援コンテンツ「CBT for school※」の導入や学習データの活用研究をすることで個々の子どもの基礎学力定着等の充実を図るため、以下のとおり包括連携協定を締結しました。

※コンピュータによる基礎学力・プログラミング・主要教科の理解評価の 3 つの学習支援コンテンツ。

『CBT for school』公式 Web サイト：<https://foresta.education/cbt>

1 締結先

株式会社スプリックス（東京都豊島区西池袋 1-11-1 メトロポリタンプラザビル 12F）
代表取締役社長 常石博之 氏

2 包括連携協定の名称

1 人 1 台端末を活用した基礎学力定着等に関する包括連携協定

3 協定締結日

令和 5 年 3 月 29 日（水）

4 連携の内容

- ・「CBT for school」を活用し、堺市立の児童・生徒の個別最適な学びを推進
- ・「CBT for school」の自動採点、自動集計機能の活用による教員の負担を軽減
- ・全国学力・学習状況調査と基礎学力定着の相関に関する研究及び検証

5 包括連携協定締結の目的

堺市内の全小中学校において、学習支援コンテンツ「CBT for school」を活用し、児童・生徒の基礎学力の定着を図ることを目的とします。加えて、データに基づき児童・生徒のつまづきを早期に把握しカリキュラム作成に生かすことで、新たな学校のあり方の実現にかかる小中一貫教育の充実や授業の改善を推進します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教育センター 能力開発課 電 話：072-270-8120 ファックス：072-270-8130
----------------------------	---

1人1台端末を活用した基礎学力定着等に関する包括連携協定書

堺市教育委員会（以下、「甲」という。）と株式会社スプリックス（以下、「乙」という。）は、「CBT for school」を活用し、相互に連携の強化を図るために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が開発した「CBT for school」を用いて、甲の児童生徒の基礎学力の定着を図るとともに、活用状況から児童生徒のつまづきを早期に把握し対応することに加え、データに基づく小中一貫したカリキュラム作成に生かすことで、新たな学校のあり方、小中一貫教育の充実・授業の改善等を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携及び協力する。

- （1）「CBT for school」を活用した児童生徒の個別最適な学びの推進
- （2）「CBT for school」の自動採点、自動集計機能の活用による教員の負担を軽減
- （3）全国学力・学習状況調査と基礎学力定着の相関に関する研究及び検証
- （4）堺市内外の教育事情に関する情報共有
- （5）その他、甲及び乙が協議し合意した事項

（担当部署及び協議）

第3条 甲及び乙は、前条に定める連携協力事項に基づき具体的な事業を進めるにあたっては、担当部署を定めたうえで協議を行い、相互に合意した事業について連携、協力して取り組むものとする。

（期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに甲乙のいずれかが本協定を更新しない旨を書面により相手方に通知した場合を除き、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(個人情報保護)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例(平成14年条例第38号)と併せ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補足)

第6条 本協定に関して定める事項について疑義が生じた場合、改訂の必要がある場合、又は、本協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲及び乙で協議のうえ処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和5年3月29日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3-1
堺市教育委員会

教育長

乙 新潟県長岡市東坂之上町二丁目2-1
株式会社スプリックス

常務執行役員

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 株式会社スプリックス（以下、「乙」という。）は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、堺市個人情報保護条例（平成14年堺市条例第38号。以下「条例」という。）第11条第2項の個人情報取扱事務を受けた者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3 乙は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、本条例により懲役又は罰金に処されること（各本条の規定は、条例第60条により、堺市の区域外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、条例第61条により、乙に対しても、各本条の罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。又、堺市教育委員会（以下、「甲」という。）が必要と認めるときは、個人情報を取り扱う施設の実地調査を受けなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合又は甲が事前に承諾した場合を除き、個人情報を

定められた場所から持ち出さないこと。

- (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (4) 作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられる本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(返還、廃棄等)

第6 乙は、本件業務を処理するために甲から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、甲の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際して甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 乙は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他甲が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、甲が事前に承諾した場合に限り、乙は、本件業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託することができる。この場合において、乙は、再委託先に対し、乙と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 乙は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で甲に報告しなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。